

自賠法16条の直接請求権を訴訟物とする訴訟における 訴訟代理人としての留意点

弁護士、甲南大学法科大学院教授 森澤武雄

1 はじめに

1 自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条は、「第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。」と定めている。被害者請求権、16条請求権、直接請求権等称される（以下「直接請求権」、任意自動車保険の直接請求権と区別するときは「自賠責保険の直接請求権」と表記する。）、実体法上の請求権の根拠規定である。交通事故で人身損害（自賠法1条によれば「人の生命又は身体が害された場合における損害賠償」）を被った被害者は、事故の加害者が加入している自動車損害賠償責任保険・自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」という。）（自賠法5条）に対し、本条を根拠に直接に損害賠償額を請求できる。直接請求権は、自賠法制定当初から存在する権利であり、自動車事故による人身損害賠償において、被害者保護のために上手に活用すべきであるが、実際の損害賠償請求訴訟において、必ずしも有効に活用されていない面がある。本稿は、直接請求権を訴訟物とする訴訟の有効活用を意図して解説を試みるものである。なお、本稿では共同不法行為に関する論点、控訴に関する論点は原則割愛している。

2 用語について

本稿では次のとおりの用語で論述を行う。

自賠責保険の保険者を自賠社、（対人賠償責任の補償について自賠責保険の上積み保険と評価できる）任意保険の保険者を任意社と表記する。

事例の説明で保険金額を説明するとき、自動車損害賠償保障法施行令（以下「施行令」という。）2条1号イ記載の3000万円の保険金を死亡保険金、これに対応する損害を死亡損害（あるいは死亡部分）、同施行令2条1号ロ・2号ロ・3号イ記載の120万円の保険金を傷害保険金、これに対応する損害を傷害損害（あるいは傷害部分）、同施行令2条2号イ・3号ロないしへ記載の75～4000万円の保険金を後遺障害保険金、これに対応する損害を後遺障害損害（あるいは後遺障害部分）と表記する。

2 直接請求権を訴訟物とする訴訟の準備と選択

直接請求権を訴訟物とする訴訟（以下「16条請求訴訟」という。）を提起する前に、被害者側として、あらかじめ行っておく手続について検討してみる。

1 通常、被害者は、16条請求訴訟提起前に、自賠社に対して直接請求権行使による「損害賠償額」の支払を受けるための請求を行っている（以下「被害者請求」という）。被害者請求に対して、自賠社は損害賠償額を支払い、支払ができないときは支払不能通知の送付を行う。損害賠償額の支払額、支払不能の結論に不服がある被害者は異議申立を自賠社に対して行うことができる。平成14年から施行されている自賠法23条の5所定の指定紛争処理機関たる自賠責保険・共済紛争処理機構の調停を利用す

ることもできる。

被害者請求を行ったが、被害者が望んだ結果が出なかったときに、異議申立を行うか、自賠責保険・共済紛争処理機構の調停を申し立てるか、民事調停を申し立てるか、直ちに16条請求訴訟を提起するかは、非常に難しい判断である¹⁾。

(1) 異議申立を行った方が良い場合

最近では、被害者請求をする段階で被害者が弁護士に依頼していることが多いので、重要な検査資料の未提出とか刑事捜査記録の出し忘れなどはあり得ないが、このような認定のための資料未提出があったときは、資料を追加提出するとともに異議申立を行った方が良い。なお、重過失減額や自賠法3条ただし書きによる支払不能について異議申立を行うときは、実況見分調書を根拠に裁判例を引用しつつ、被害者の意見をまとめることになる。

(2) 自賠責保険・共済紛争処理機構の調停申立を行った方が良い場合

同調停制度では、いわゆる医証を精査した上で、詳細な判断を行っている（調停結果通知に際して、かなり具体的な理由が付される）、争点が医学的事由に限定され、被害者本人の尋問による後遺障害等の裏付けが不要な場合、つまり診断書・カルテの記載、画像その他の検査記録によって後遺障害の程度や因果関係が判断できるときは、自賠責保険・共済紛争処理機構の調停申立が適切である。

(3) 民事調停申立を行った方が良い場合

高齢者が交通事故で死亡した場合、逸失利益の額が低額であるなどの理由で、被害者請求しても死亡保険金の3000万円に届かない場合がある。しかし、自賠法16条の3に基づくところの「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成13年 金融庁・国土交通省 告示第1号）（以下「支払基準」という。）の損害賠償額の積算では2000万円だが、死亡慰謝

料を裁判所基準で積算すると3000万円を超えるような場合、被害者請求で死亡損害の損害賠償額を受領した上で、裁判所基準で積算した損害賠償額との差額を民事調停手続で請求することは可能である。ただし、民事調停手続に移行した時点で、自賠社側は厳密な過失相殺主張を行うことができるし、年金に関する逸失利益の算定方法については被害者保護の観点から自賠責保険のそれは被害者有利になっているとの指摘があるから、被害者側で利害得失を十分に検討した上での調停申立になる。

(4) 直ちに16条請求訴訟を提起した方が良い場合

上記の(1)(2)(3)の方法をとったが、思った結果が得られなかったときは、16条請求訴訟を含めて訴訟を提起せざるを得ない。

また、因果関係や後遺障害等級認定に関して当事者尋問や証人尋問で立証する必要があるとき、同様に事故状況に関して当事者尋問や証人尋問が必要であるとき、被害者側の立証活動において調査嘱託（民訴法186条）、文書送付嘱託（民訴法226条）、文書提出命令（民訴法223条）が必要であるとき、後述のとおり自賠責保険の請求権者全員の足並みがそろわず、やむなく一部の者だけで請求せざるを得ないときも16条請求訴訟を含め訴訟提起の決断になる。なお、16条請求訴訟を提起せずとも、加害者（自賠責保険の被保険者）を被告に、訴訟物を民法709条あるいは自賠法3条として提訴すれば、訴訟による権利救済の目的は達するが、加害者（自賠責保険の被保険者）が任意保険に加入していないときは、賠償金回収の可能性も考えて16条請求訴訟を併合提起する。また、加害者（自賠責保険の被保険者）のみを被告として提訴すると訴訟上の和解が困難なケースが出てくるので、自賠社を含んで和解することを企図するのであれば、同様の手法をとる。

1) 被害者請求に関する紛争で、自賠責保険の後遺障害等級認定が絡む場合は財団法人交通事故紛争処理センター、日弁連交通事故相談センターの斡旋手続の対象外と考えることになる。他方で、民事調停法では、自賠責保険に関する紛争をその対象から除外する規定はないから、調停申立は可能である。しかし、調停成立が見込めるかは別の問題である。

2 任意社が事前認定手続を行っているかの確認

例えば、任意社経由で後遺障害等級認定に異議の申立を行っているとき、16条請求訴訟を含む被害者からの訴訟が提起されたことが原因で、自賠社から支払不能通知が発せられることがある。自賠責保険の後遺障害等級や因果関係に関する認定に不服があり、訴訟が係属したのであれば、訴訟手続においてこれを明らかにするとの趣旨で発せられる支払不能通知であるから²⁾、その根拠には合理的理由がある。よって、事前認定を行っているのであれば、その結果を確認してから訴訟提起する方が無難である。消滅時効が気になるときは、次の時効中断手続をとっておくことになる。

3 自賠責保険に対する時効中断手続

自賠責保険の被害者請求権を消滅時効にかからせないようにするため、時効中断制度が存在する。所定の用紙に必要事項を記入し、保険会社に提出するのであるが、当該事故にかかる自賠責保険の保険者たる保険会社に提出しなければならない。ときどき、誤って任意社に提出されているケースがあるが、時効中断の効力がないとされている。最近の支払不能通知には、時効中断手続の教示が記載されているので、異議申立を含め手続が長期化するときは、自賠社に相談するのが無難である。

3 16条請求訴訟の訴訟物と請求の趣旨について

1 訴訟物について

自賠法16条1項が定めた被害者の自賠社に対する請求権は、既に述べたとおり直接請求権、被害者請求権と呼ばれる。条文の文言に忠実に損害賠償額

の支払請求権と表記されることもある。最高裁昭和57年1月19日第三小法廷判決・民集36巻1号1頁は、自賠法16条1項の直接請求権は、保有者の保険金請求権の変形ないしはそれに準じる権利ではない、と説明している。また、最高裁平成元年4月20日第一小法廷判決・民集43巻4号234頁は、自賠法16条1項は、被害者の損害賠償請求権の行使を円滑かつ確実なものとするため、損害賠償請求権行使の補助的手段として、被害者が保険会社に対して直接に責任賠償金の支払いを請求しうるもの、と制度的位置づけを示している。以下、訴訟物に関する基本的な注意点を列挙する。

(1) 直接請求権の性質については論争があるものの、具体的問題の結論に関しては、大きな差は生じない³⁾。直接請求権の本質は免脱請求権と解する立場が支配的とされている⁴⁾。自賠社が引き受けている債務の内容は、被保険者の負っている損害賠償債務を併存的に引き受けたとするのか（併存的債務引受説）、債務の履行を引き受けたものとするのか（履行引受説）の対立がある。

(2) 任意保険の対人賠償責任条項には、交通事故被害者の任意社に対する直接請求権の定めがある。任意保険の直接請求権は、自賠責保険の直接請求権と発生の要件を異にしているので注意が必要である⁵⁾。

(3) 裁判所は、損害賠償額を認定するにあたって支払基準（自賠法16条の3第1項）には拘束されない（最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号1242頁）。しかしながら、自賠法13条の保険金額（具体的には施行令2条に保険金額を定めている）、自賠法16条の2の保険金額等（休業損害額の日額上限額）（施行令3条の2に金額を定めて

2) そもそも論として、16条請求訴訟が提起されると、任意一括払いの解除理由となりえ、事前認定手続を続けられるのか疑義が生じる。

3) 川井健ら編『新版 注解交通損害賠償法1』〔伊藤文夫〕164頁以下（青林書院、1997年）が詳細に論じている。

4) 北河隆之ら『逐条解説 自動車損害賠償保障法第2版』142頁（弘文堂 2017年）

5) 約款の体裁からして、任意保険の直接請求権は将来給付の訴えだとの指摘は、岡口基一『要件事実マニュアル 民法2 第5版』529頁（ぎょうせい、平成28年）。

いる)は裁判所を拘束する。

(4) 被害者が死亡したときの原告は誰か。

少し長くなるが、訴訟実務で大きな問題が生じるのでお付き合い願いたい。

説明上の便宜のため、直接請求権は、被害者が被保険者に対して有する自賠法3条の損害賠償請求権を、自賠社が併存的債務引き受けしているものと構成する。

ア 自賠法16条1項の被害者が、身体生命を侵害された者のみを予定しているのか、民法711条によって慰謝料請求権を有する身体生命を侵害された者の近親者も含むのか。近親者が自賠法3条に基づいて、被保険者に慰謝料請求権を有するのであれば、自賠社は当該債務を併存的に引き受ける結論になるから、近親者が直接請求権を有することを否定することはできない⁶⁾。支払基準では、被害者が死亡したときの慰謝料算定方法として、

死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は、350万円とする。

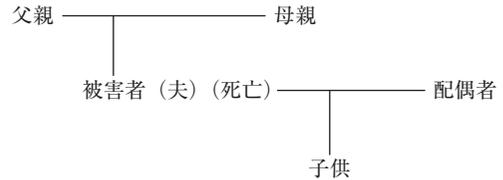
遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母(養父母を含む)、配偶者及び子(養子、認知した子及び胎児を含む。)とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

と定めている。文言上、近親者慰謝料を直接請求できることを否定していない。そうすると、2つの問題が生じる。1つめの問題は、16条請求訴訟の場合に被害者の遺族はそれぞれいくら請求するべきなのか、原告に加わらない遺族がいるときはいかなる処理をするべきなのかという問題、2つめの問題は、被害者に事故による遷延性意識障害や高次脳機能障

害を原因とした重度後遺障害が残存し、介護に当たる近親者にも高額の近親者慰謝料が認められる場合は、死亡の場合と同列に扱えるのかという問題である。

イ 死亡した被害者の近親者が、個々に16条請求訴訟を提起したときの問題点



上図の場合、遺族慰謝料を請求できる遺族は4名いるから、支払基準によると、遺族慰謝料は750万円である。そして子供が被扶養者と仮定すると、これに200万円を加算することになるから、合計すると950万円になる。死亡した被害者の損害が本人慰謝料2500万円(裁判所での判決例を参考に算定)、慰謝料以外の被害者の死亡損害2500万円、合計5000万円とするとき、自賠責保険の死亡保険金3000万円(自賠法施行令2条)の範囲で、遺族はどのように請求することになるのか。裁判所としては、近親者慰謝料請求権者が全員原告に加わっており、原告らの請求額の合計が3000万円以下であること、近親者慰謝料を請求している原告の各請求金額が相当であることが認定できれば、原告らの請求を認容する判決を行う。上記の例で、父親の近親者慰謝料150万円、母親の近親者慰謝料150万円、配偶者が相続した損害賠償請求権を含めて1350万円、子供が同様に1350万円を請求していると仮定すると、原告全員の請求合計額は3000万円であり、かつ両親の近親者慰謝料が、裁判所の認定した事実や裁判例などから考えて適正な金額であれば、原告らの請求はいずれも認容されることになる。つまり支払基

6) 自賠法3条が「他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。」としており「この者に生じた損害」との限定をしていないので、近親者慰謝料請求権を除外するのは、条文の表現上困難であろう。

準を考慮した、近親者慰謝料の配分認定は不要である。

では、上図の場合において、被害者の両親が原告らに加わっておらず、配偶者と子供が、相続した損害賠償請求権をそれぞれ1500万円ずつ請求しているとき、裁判所は支払基準に定められている両親の近親者慰謝料を考慮すべきか。

既に述べたとおり、最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号1242頁は支払基準は裁判所を拘束しないとしているから、支払基準が両親に近親者慰謝料を認めているとの理由だけでは、両親の近親者慰謝料に配慮した判決を行うことはできない。また、このような訴訟においては、両親の近親者慰謝料請求権は訴訟物ではなく、裁判所の審理対象にはなっていないから、その具体的な額を算定して、配偶者と子供の損害賠償額を請求している16条請求訴訟において控除することも不可能である。結局のところ、裁判所は配偶者と子供が請求している損害賠償請求権が存在し、かつ3000万円を超えているとの心証を得れば、各1500万円を自賠社が支払うよう判決することになる。

それでは、両親が遺族慰謝料を各150万円（合計300万円）ずつ請求している訴訟Ⅰと配偶者と子供が各1500万円（合計3000万円）ずつ請求している訴訟Ⅱが提起されたとき、裁判所、自賠社はどうのように対応すれば良いか。訴訟Ⅰと訴訟Ⅱが弁論併合され審理したと仮定すると、近親者慰謝料の請求権が相続された損害賠償請求権よりも優先するとの法律規定はないから、裁判所は、各当事者が有する損害賠償請求権の額をいったん算定し、その合計額に占める各当事者の損害賠償請求権の割合に従って、保険金3000万円を配分するよう判決することが、技術的には可能になる。ただし、このような手法には反対せざるをえない。なぜなら、訴訟Ⅰと訴訟Ⅱが弁論併合されず、別々に審理されたときは、裁判

所は訴訟Ⅰでの請求額、訴訟Ⅱでの請求額がそれぞれ保険金額の3000万円以内である以上は、いずれも請求認容となり、調整は本案訴訟における自賠社による既払主張又は民事執行手続、例えば請求異議の訴え（民事執行法35条）においてなされることになる。訴訟Ⅰが先に判決確定したときは、自賠社としては合計300万円を支払わざるを得ない。訴訟Ⅱの口頭弁論終結前に300万円の支払いがあったときは、残りの保険金額が2700万円に減少したことを訴訟Ⅱで自賠社が主張することになる。訴訟Ⅱの口頭弁論終結後に300万円の支払いがあったときは、自賠社は請求異議の訴えを提起するしかない。また、最初に述べた各人の損害額を基準とした割り付け方法は、慰謝料請求権者全員が同一手続で併合審理されていないと実施できない手法であり、少なくとも原告側類似必要的共同訴訟の扱いをしないと、判決内容が破綻してしまう。たとえば、一審判決では両親は控訴しなかったが、配偶者と子供が控訴し、控訴審で配偶者と子供の損害額が増額したとき、控訴審判決では、両親が支払いを受けることができる慰謝料額を減額しなければならないが、通常共同訴訟の扱いではかかる処理は不可能である。

要は、法律が、近親者慰謝料の配分方法を決めていない以上は、結果的に早い者勝ちにならざるをえない。

ウ 次に被害者に重度の後遺障害が残存しているときの近親者慰謝料の扱いである。

被害者が死亡したときの近親者慰謝料も、被害者に重度後遺障害が残存したときの近親者慰謝料も民法711条に根拠があるから、16条請求訴訟においては同様に扱わなければならない⁷⁾。昨今の裁判例では、被害者に重度後遺障害が残存した場合に、将来の介護に当たる親族に1000万円近い慰謝料を認定した裁判例がある。加害者が任意保険の被保険者であるときは、近親者への損害填補に関して問題は生

7) 支払基準には、後遺障害別表第一に該当する場合の近親者慰謝料の定めがない（被扶養者がいるときの慰謝料加算の定めはある）。そのため、被害者請求で被害者が損害賠償額を受領したときに、近親者慰謝料との関係で損益相殺主張できるか疑義が生じる。

保険金は上図のとおり傷害部分の損害に120万円、後遺障害の損害に75万円に振り分けられていると考えると、被保険者Aの損害賠償金の支払いが治療費立替払い分150万円を含むのであるなら、被保険者による後遺障害損害に対する損害てん補はなされておらず、後遺障害部分の保険金75万円については自賠法16条2項による調整は行われず、つまり自賠社Yは被害者Xに75万円支払う義務がある。現状の自賠責保険の実務は、このような結論を採用していると思われ、損害てん補が後遺障害部分に及ぶときは加害者被害者間で、後遺障害損害部分をてん補している金額を明らかにした文書を作成し、保険金請求できる金額を明らかにした上で被保険者からの保険金請求に対応している。しかしながら、裁判実務では、支払基準が裁判所を拘束しないこともあって、損害費目にも配慮した厳密な損益相殺の検討は行われず、被害者が被保険者を被告にして自賠法3条に基づく損害賠償請求に基づいて訴え提起したとき、被害者請求による損害賠償額支払いについては、遅延損害金を含め、人身損害総額から控除する手法がとられている⁹⁾。自賠法16条2項の処理と損害賠償請求訴訟における自賠責保険の損害賠償額の支払いに関する損益相殺処理は整合性を持たせるべきであるから、損害てん補を検討する際には、傷害部分と後遺障害部分の保険金には、各損害間での流用を認めないとの規定が必要であろう。

(3) 損害のてん補以外の、自賠法3条の請求権を消滅させる事実の扱いについて

損害賠償請求権を消滅させる事実、すなわち損害賠償請求権の関係で抗弁として整理される事実として、損害てん補すなわち弁済の抗弁以外に、消滅時

効(民法724条)の援用、混同(民法520条)、免除(民法519条)があったときに、直接請求権がいかなる影響を受けるか(なお、自賠法16条の請求権に関しては自賠請求権に関しては法19条に消滅時効の規定がある)。

混同については最高裁平成元年4月30日第一小法廷判決(民集43巻4号234頁)の判決があり、自賠法3条所定の請求権が混同によって消滅したとき、自賠法16条の直接請求権も消滅すると解している。

最高裁判決の「この直接請求権の成立には、自賠法3条による被害者の保有者に対する損害賠償債権が成立していることが要件となっており、また、右損害賠償債権が消滅すれば、右直接請求権も消滅するものと解するのが相当であるからである。」との理由部分が、損害賠償債権を消滅させる事由すべてに適用されるとすると、損害賠償債権に関して消滅時効の援用権行使、免除(放棄)がなされたときも、直接請求権は自賠法3条の損害賠償請求権が消滅した範囲で、同様に消滅することになる。また、債権の消滅事由ではないが、自賠法3条の請求権が破産法に基づく免責申立(破産法248条・253条)によって、免責対象となった場合も直接請求権に影響を与えたとの結論に結びつきやすい。

他方で、混同による直接請求権の消滅を肯定した最高裁判決については、理論的な説明に異論もあり¹⁰⁾、被害者保護の観点から結論に問題はないかとの疑問が呈されている。この問題は、加害者たる被保険者が破産・免責申立てしたときも発生する¹¹⁾。新山一範・判例評論372号40頁(判例時報1330号・判例評論202頁)の分類を応用すれば、①

9) 確定遅延損害金に対する自賠責の損害賠償額の充当については、最高裁平成16年12月20日第二小法廷判決・集民215号987頁参照。この手法は、被害者に有利な処理になるが、たとえば後遺障害損害部分が素因減額で大幅減額されたようなとき、後遺障害損害に対応する保険金が後遺障害損害を超えて傷害部分の損害に充当することを認めることになるから、本文で述べたとおり、せめて施行令2条の保険金額の定めるところに従い、充当処理すべきではなからうか。

10) 学説の状況については、山下友信・洲崎博史編『保険法判例百選』64頁〔新山一範〕、『最高裁判所判例解説・民事編・平成元年』〔塩月秀平〕157頁以下(有斐閣、2010年)。同書158頁には、被害者の相続人の自衛手段として加害者たる被相続人からの相続を放棄する手法が指摘されている。

11) 任意自動車保険の直接請求権に関する規定は、被保険者全員が破産したときは、任意社に対して直接請求権が発生すると規定している。

保有者たる加害者が破産・免責され、そのほかに損害賠償債務を負う加害者がいない場合、②保有者たる加害者が破産・免責されたが、そのほかに自賠法3条の賠償債務を負う者がいる場合、③保有者たる加害者が破産・免責されたが、そのほかに自賠責保険の被保険者たる運転者がいる場合が想定される。③の場合は、被害者は運転者を被告に民法709条に基づく損害賠償請求権を訴訟物にして訴訟を提起し、判決が確定すれば債権転付命令によって自賠社への保険金請求権を被害者が行使すれば良いから、被害者は損害のてん補を受けることが可能である。②の場合は、自賠法3条の請求権が残っており（自賠法3条の損害賠償債務を負う者が複数名あり、そのうちの1名が破産・免責になったとしても、他の債務者の債務の内容には影響しないとされている。）、被害者は自賠社に16条請求訴訟を提起できる。①の場合、自賠法3条の賠償請求権は発生したが、破産法の免責規定によって（支払）責任が消滅したとして、16条請求訴訟は棄却になるのか（直接請求権も連動して責任がなくなる）、債務自体は残っているのだから16条請求訴訟は棄却にならないとするのか、両説あり得る¹²⁾。非常に問題を複雑にするのは、被保険者は破産免責の結果、被害者との関係で債務が消滅していないと考えると、破産免責決定確定後に被害者に賠償金を支払うと、それは損害賠償債務の履行になり、自賠社に保険金請求できる可能性が生じることである。被害者保護の観点から、自賠法3条の損害賠償債務が消滅しないとの理解が可能である以上、結論として①の事例で被保険者に破産免責があっても、16条請求訴訟は棄却されないとすべきであろう。

(4) 労災保険の代位求償、健康保険の代位求償、自賠法15条の請求権（加害者請求・保険金請求）が競合しているとの抗弁
労災保険が被害者（被災者）の治療費に関して療

養補償給付を行ったとして自賠責保険に労災保険法12条の4第1項に基づいて自賠法16条所定の直接請求権を代位行使している場合、同様に市町村が国民健康保険法64条に基づいて代位行使している場合、あるいは自賠責保険の被保険者（あるいは被保険者が加入している任意保険の対人賠償責任保険金を支払った任意社）が自賠法15条に基づいて保険金請求している場合、自賠社はこれらの請求があることをもって、直接請求権の一部又は全部の支払いを拒否できるか、原告たる被害者からみると直接請求の受領額が減少するかが検討事項になる。

ア 労災保険による代位との競合

原告（被害者 X）が、訴訟において被告（自賠社）に対して120万円の請求を行っていた。被告から、労災保険の休業補償給付120万円に関して自賠法16条の請求権を代位請求されていることが主張されたとき、いかような処理をなすべきか（双方の金額を合算すると保険金額120万円を超えている）。自賠社が、労災保険に対して120万円を既に支払ってしまっているときには、自賠責保険からの支払いが、自賠法13条・施行令2条1号ロに規定されている保険金額120万円に達しているの、自賠社としては追加の支払義務がないとして主張すれば、原告（被害者 X）の請求は棄却される。自賠社が国（労災保険）に120万円を未だ支払っていないときに、冒頭のような訴訟が提起されたとき、①国（労災保険）に優先して支払うべきか、②原告（被害者 X）に優先して支払うべきか、③原告（被害者 X）と国（労災保険）の請求額に比例して、すなわち60万円ずつ支払うべきか、④原告（被害者 X）に総損害額を主張させ、総損害額と国（労災保険）の総請求額とを比較して、比例配分するべきか、一応4通りの解決方法が思い浮かぶ。

Xが自賠社に請求している権利は直接請求権であり、国（労災保険）が代位請求しているのも直接請

12) 自賠法72条の規定からして、自賠法3条の損害賠償債務が破産免責され、被害者請求も不可能との解釈になったとしても、同法72条の適用対象外であろう。

求権である。したがって、両者の間に優劣がないと考えたときは、上記の③か④、特に③の手法が妥当である。しかしながら、最高裁平成30年9月27日第一小法廷判決（民集72巻4号432頁、金融・商事判例1555号8頁）は、老人健康保険法41条1項によって市町村長が代位取得した直接請求権と被害者本人が行使する直接請求権の関係について判断した最高裁平成20年2月19日第三小法廷判決・民集62巻2号534頁と同じ結論を採用し、被害者本人が行使する直接請求権は、国が代位行使する直接請求権に優先して損害賠償額の支払いを受けられると判断した。この結論を前提とすると、被害者本人が直接請求権を訴訟物として、自賠社を被告として訴訟提起しているとき、自賠社が国から労災保険給付を原因として直接請求権の代位求償を受けていることを理由に、被害者本人による直接請求権の支払額を減額する主張はできないことになる。なお、被害者本人による直接請求権と労災保険給付によって国が代位取得した直接請求権が競合したときの処理は、上記平成30年の最高裁判決で決着が付いたが、国が直接請求権を代位行使した結果、傷害部分の損害賠償額が国に先取りされ、被害者が直接請求したものの支払基準で算定した金額を下回る金額しか、損害賠償額として受領できなかったときの処理については、問題が残っている。

イ 健康保険による代位との競合

既に述べたとおり、最高裁平成20年2月19日第三小法廷判決があり、同判決は老人保健法に基づく直接請求権を市が代位求償したとき、被害者本人による直接請求権との関係で、後者が優先すると判断

している。同判決の結論は少なくとも、健康保険における代位求償については妥当すると考えられるから、国民健康保険法64条、高齢者の医療の確保に関する法律58条、介護保険法21条、生活保護法76条の2（被害者本人が直接請求権を行使し、金銭を取得した後の調整は、別の問題である。）、健康保険法57条に基づく直接請求権の代位求償があったことは、被害者Xの直接請求権行使による請求額に影響を与えない¹³⁾。ただし、自賠社が既に健康保険からの求償に応じて、市町村に損害賠償額を支払ったときの扱いについては、保険金額の残額が減少したと、当然に処理して良いのか疑義が生じる¹⁴⁾。

ウ 自賠法15条の請求権（加害者請求権）との競合

自賠法16条2項は、「被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免かれる。」としている。被保険者が被害者に損害をてん補し、自賠社に保険金請求し、自賠社が請求額を支払ったときは、保険金の残額は支払保険金控除後の額になる。では、被保険者による保険金請求はあったが、保険金支払前に被害者から直接請求権に基づいて16条請求訴訟が提起されたとき、逆に16条請求訴訟提起後に被保険者から保険金請求がなされたとき、自賠社は保険金請求があることを理由に、保険金請求相当分について、直接請求権の支払額を減額することを主張できるか。傷害部分保険金額120万円、被害者の被った損害240万円、被害者の自賠社に対する直接請求権

13) 同判決については、丸山一郎『自動車保険実務の重要判例一事例に学ぶ33のポイント』304頁以下（保険毎日新聞社、2017年）において実務的視点で解説がなされている。

14) 最高裁平成20年判決で、直接請求権行使が競合したときの優先関係は明らかになったが、先に市町村が自賠責保険から直接請求権によって損害賠償額を受領していたとき、被害者、市町村、自賠社の間で調整が必要になるのかとの疑問が生じる。直接請求権の取得について説明した最高裁平成10年9月10日判決（集民189巻819号）によれば、市町村が保険給付を行ったときは給付額の限度で直接請求権を代位できるとしているから、自賠社の市町村からの求償に対応する損害賠償額の支払いは、自賠責保険の保険金額を減少させると考えるのが素直である（つまり30万円支払えば、残りの傷害部分は90万円になる）。しかし、平成20年の最高裁判決が、直接請求権に関して優先順位を認めたものとする、保険金120万円満額を受領できなかった被害者は自賠責保険又は市町村に120万円と被害者受領額との差額を請求できる余地が生じる。この場合に、被害者は市町村に直接不当利得返還請求するのか、自賠社に追加損害賠償額の請求をするのか、更に検討が必要である。

としての請求額120万円、被保険者が損害填補した額120万円としたとき、被害者Xが自賠社Yに対して120万円の支払いを求める16条請求訴訟を提起したところ、訴訟係属後に被保険者Aから120万円の保険金請求が自賠社Yになされた想定してみる。

理論的な検討を留保して考えると、Xは損害賠償として240万円を受け取る権利があるのだから、XのYに対する請求は全額認められ、Xは120万円の損害賠償額を受け取って、その損害は全て回復したとするのが簡便である¹⁵⁾。被保険者Aの請求を優先すると、Aは自賠社から120万円をいったん受け取り、その後にAはXに対して、損害賠償債務の履行として120万円の支払いを行い、Xの損害の回復は完了するのであるが、金銭の流れとしては迂遠である。また、Aが任意保険に加入しておらず、かつ資力がないうとき、A無資力のリスクを被害者Xに負わせることになり(XのAに対する損害賠償請求権は、実体法上優先性がない。)(Aが受領した保険金を原資に、他の債権者に債務の返済をしたとしても、Xはせいぜい詐害行為取消権行使の余地があるだけ)、極めて妥当性を欠く。

ところが、上記の例で、Xに過失があり、その過失割合が50%で、過失相殺後の損害額が120万円であるときには、考慮事情が異なってくる。被害者Xは既に、過失相殺後の損害額全額のでん補を受けており、16条請求によって更に120万円の損害賠償額の支払いを受ける必要性が見いだしがたいからである¹⁶⁾。以上の2つの例を比較検討すると、被害者、被保険者どちらの請求を優先させるかについて

は、事例によって結論の妥当性が変わり得る。保険実務では、保険金請求が優先するとの取り扱いになっている¹⁷⁾が、自賠社から被保険者、被害者との間で協議するように促されることもある。

留保していた、理論面から説明を試みる。最高裁判平成元年4月20日第一小法廷判決・民集43巻4号234頁は、「自賠法16条1項は、被害者の損害賠償請求権の行使を円滑かつ確実なものとするため、損害賠償請求権行使の補助的手段として、被害者が保険会社に対して直接に責任賠償金の支払いを請求しうるもの」と説明している。保険実務で保険金請求権を優先させている根拠としてあげられる「保険金請求権が責任保険契約の基本的請求権である」、つまり、この保険金請求権を中心にして、附帯する保険金請求制度との整合性を考えるべきとの理解と最高裁の理解とは矛盾するところはないのであろう。補助的手段としての請求と基本的な請求が競合したときは、原則後者を優先させて保険者は支払いに応じるという結論が理論的であろう。したがって、理論的に考えても、現行の保険実務を変更する、すなわち直接請求権が優先するとか直接請求権と保険金請求権の額に比例して配分するとの手法は採用されないと考える。ただし、16条請求訴訟の審理が終結する直前に、多額の保険金請求がなされ、当事者の訴訟活動や裁判所の審理が無駄になるのは避けるべきである。立法論的には民事執行法165条1項などを参考にして、直接請求権よりも優先性を認める保険金請求は、自賠社に訴状が送達される前までに保険金請求があったものに限るなどの工夫が必要であろう。

15) 実務的には、この処理経過ではXA間で示談書締結の段階がなく、損害賠償の手續が終了したか否かの認識を共有できるか、若干疑問がなくなはない。示談書に「既払金120万円以外に、被害者は自賠法16条の直接請求権を加害者加入の自賠責保険会社に行使し、損害賠償額を受領する。自賠責保険との関係では、自賠法16条の直接請求権行使を優先させ、加害者は保険金請求しない。+清算条項」との記載をすればクリアーだが、直接請求権を行使したときの損害賠償額がいくらになるかは、示談書締結時点で確定できないから、かかる手法が現実性を帯びるかは、ケースバイケースである。

16) ただし、かかる結論は支払基準の重過失減額制度で、事故発生に過失がある被害者に、最低限の損害賠償額を受領させようとする自賠責保険の制度と整合性があるかとの反論が予想される。しかし、訴訟に至った場合は、既に述べた最高裁判平成18年3月30日判決が支払基準は裁判所を拘束しないとしている以上は、やむを得ない結論である。また、本文であげた設例は、被保険者の損害賠償責任が消滅している場合とも考えられ、自賠法16条2項適用の場合と異なるともいえる。

17) 保険実務の状況については、北河ら・前掲注(6)140頁

5 訴訟上の和解の際の留意点

1 被告が自賠社単独の場合

被害者 X が原告となって、自賠社 Y を被告として 120 万円の支払いを求める 16 条請求訴訟を提起した。その結果、裁判所が損害を 100 万円と認定し、訴訟上の和解を行おうとしたとする。訴訟当事者として注意する点は、競合する保険金請求があるか、自賠社が覚知できていない被保険者による既払金があるか、被害者 X の損害賠償請求権の額を確定させるべきか、不用意な損害賠償債権放棄条項を付加していないか等である。

(1) 訴訟上の和解は調書に記載した時点で、確定判決と同じ効力が生じる（民訴法 267 条）。ところが、和解期日に和解条項を定めて、直接請求権の額と支払日時を定めた後に、被保険者が保険金請求を行うことがありうる。自賠法施行令 4 条 1 項の被保険者への照会は、訴訟上の和解を除外していないので、遅くとも和解金の支払前には自賠社は被保険者への意見照会を行わなければならない。既に述べたとおり、直接請求権と保険金請求権の競合があったときの処理について明確な法の規定がないので、次のような手段をとるしかない。

ア 裁判所から和解金額の打診が訴訟当事者にあり、金額について合意が得られそうになったときは、令 4 条照会を実施するために必要な期間を見積もって、裁判所の次回期日を指定する。

イ 被保険者から、損害賠償額支払いについて異議がない旨の回答があったとき、あるいは何の回答もなかったときは、指定された和解期日で和解を成立させる。なお、極力、和解調書は短期間で作成してもらう。

ウ 和解調書が作成・送達されたら、直ちに和解金を支払う。なお、自賠社が把握していなかった損害賠償金の支払いがあったとしても、直接請求権の

関係で控除主張できるのは既述のとおり自賠法 16 条 2 項の場合だから、控除せずに支払ったとしても、自賠社としては違法な処理にはならない。

(2) 被害者の損害賠償請求権の額を、和解調書上、確定させるべきか。

これは損害賠償債権放棄条項の記載とも関連してくる。上記の設例で、

- 1 被告は、原告に対し、自賠法 16 条の債務として 100 万円の支払義務があることを認め、これを平成〇年〇月〇日までに支払う。
- 2 原告はその余の請求を放棄する。
- 3 原告と被告は、原告の被告に対する自賠法 16 条の直接請求権に関しては、本和解条項に定めるほかには何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

とすれば、直接請求権に関しては、既判力と同様といえるかはともかく、当事者間（上記では被害者 X と自賠社 Y）において具体的な権利の内容が定まることになる。

しかし、この和解条項は、被害者 X と被保険者 A との損害賠償請求権の内容には、何の効力も有しないから、X と A との訴訟で、XY 間の 16 条請求訴訟での争点が蒸し返しになる可能性がある。そして、上記和解金 100 万円の支払いで、X の損害が完全にてん補されているとされて、XA 間の後訴が請求棄却で終わればよいが、A が更に 20 万円の支払いを命じられたとき、前訴 XY 間訴訟の和解内容を理由に自賠社 Y が被保険者 A からの保険金請求を拒むことはできない。かかる事態¹⁸⁾を避けるには、前訴において後述の訴訟告知制度などを利用することが望ましいが、とりあえずの方法としては、前訴和解において被害者 X が被保険者 A に対する損害賠償請求権を放棄するとの条項を入れるしかない。

18) 保険金額満額を支払う和解であれば、このような後発紛争は生じない。

つまり、XのAに対する損害賠償請求権が直接請求権の損害賠償額の支払いによって完全に補されたことを明記する必要がある。しかしながら、債務免除に関する民法519条が、損害賠償請求権の放棄条項に適用されるとすれば、債務免除の意思表示が債務者であるAに届くことが要件になるはずで、果たして債務者Aに関する放棄条項が効力を有しているのか疑問である。

なお、和解条項作成にあたっては当事者間で債権債務なしとの清算条項を入れる以上は、直接請求権を訴訟外で行使しながら支払留保になっているものがないか、原告訴訟代理人としては被害者本人に確認することが要請される。傷害部分の損害賠償額が争点になって訴訟提起したが、原告訴訟代理人が把握していない後遺障害に関する直接請求が行われていることがある（いわゆる後遺障害の事前認定でも同様の問題は生じる）。このような清算条項がある以上は、後遺障害部分に関する直接請求権は和解によって不存在であることが確定されるから、直接請求がなされている場合にとどまらず、後遺障害に関する事前認定がなされている場合でも、少なくとも自賠社に対しては後遺障害に関して直接請求できる余地はなくなる。

(3) 保険金額の明示をどのように行うべきか。

被害者Xが原告となって、自賠社Yに対して、傷害部分の損害120万円、後遺障害部分の損害75万円、合計195万円の請求を行ったところ、裁判所は傷害部分の損害は150万円、後遺障害損害は0と考え、和解勧告があった場合、和解条項はどのように記載すべきか。被害者（原告）Xは、施行令2条3号イの120万円の保険金を上限に、直接請求権行使による損害賠償額を受領できることになる。他の言い方をすると、施行令2条3号ロないしへによる保険金（後遺障害部分の保険金）の加算はないとの処理になる。そうすると、和解条項は、

- 1 被告は、原告に対し、自賠法16条の債務として120万円の支払義務があることを認め、これを平成〇年〇月〇日までに支払う。
 - 2 原告と被告は、原告には本件交通事故による自賠法施行令所定の後遺障害が存在しないことを、相互に確認する。
 - 3 原告はその余の請求を放棄する。
 - 4 原告と被告は、原告の被告に対する自賠法16条の直接請求権に関しては、本和解条項に定めるほかには何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - 5 訴訟費用は各自の負担とする。
- との条項になろう。

次の設例として、被害者Xが原告となって、自賠社Yに対して、後遺障害部分の損害224万円（自賠法施行令別表第二第12級6号該当を主張）を請求する16条請求訴訟を提起したとする。裁判所が審理した結果、自賠法施行令別表第二第14級9号の後遺障害が残存していると考え、75万円の支払いが妥当と考えたときの和解条項は下記のようなであろう。

- 1 原告と被告は、本件交通事故によって原告に自賠法施行令別表第二第14級9号の後遺障害が残存していることを相互に確認する¹⁹⁾。
- 2 被告は、原告に対し、自賠法施行令別表第二第14級9号の後遺障害の損害として自賠法16条の債務として75万円の支払義務があることを認め、これを平成〇年〇月〇日までに支払う。
- 3 原告はその余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、原告の被告に対する自賠法16条の直接請求権に関しては、本和解条項に定めるほかには何らの債権債務がないことを相互に確認

19) 後遺障害残存部分を特定する必要があるかは、自賠社、調査事務所と協議が必要である。将来の加重障害処理と関係してくるからである。

する。

5 訴訟費用は各自の負担とする。

第三のケースとして、被害者 X が原告となって、自賠社 Y に対して、後遺障害部分の損害 224 万円（自賠法施行令別表第二第 12 級 6 号該当を主張）を請求する 16 条請求訴訟を提起したとする。裁判所が審理した結果、自賠法施行令別表第二第 12 級 9 号の後遺障害が残存しているが、訴因減額の結果損害額は 150 万円と考え、150 万円の支払いが妥当と考えたときの和解条項は下記のとおりであろう。

- 1 原告と被告は、本件交通事故によって原告に自賠法施行令別表第二第 12 級 9 号の後遺障害が残存していることを相互に確認する。
- 2 被告は、原告に対し、自賠法施行令別表第二第 12 級 9 号の後遺障害の損害として自賠法 16 条の債務として 150 万円の支払義務があることを認め、これを平成〇年〇月〇日までに支払う。
- 3 原告はその余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、原告の被告に対する自賠法 16 条の直接請求権に関しては、本和解条項に定めるほかには何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

2 被告が自賠社と被保険者の場合

(1) 被保険者が任意保険に加入しているとき

被害者 X が自賠社 Y に対して、傷害部分 120 万円、後遺障害部分 75 万円（自賠法施行令別表第二第 14 級 9 号の後遺障害）、合計 195 万円を請求する 16 条請求訴訟を提起し、被害者 X が被保険者 A に対して、傷害部分の損害 300 万円、後遺障害部分の損害 200 万円、合計 500 万円を自賠法 3 条の損害賠償請求権に基づいて提訴し、併合審理されたとする。裁判所は、自賠社 Y に対する請求は全額認め、A との関係では傷害部分の損害 200 万円、後遺障害部分の損害 150 万円、合計 350 万円の損害を認容するべ

きと考えたとする。なお、A のほかに、損害賠償義務者はいないとして検討する。

最初に注意しておくべき点は、直接請求権の遅滞の起算点と被保険者 A に対する損害賠償請求権の遅滞の起算点が異なることである。自賠法 16 条の 9 第 1 項は、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない、としている。自賠法 16 条の 9 第 1 項が新設される前に、最高裁昭和 61 年 10 月 9 日第 1 小法廷判決・集民第 149 号 21 頁があり、自賠社が直接請求を受けたときに履行遅滞になると判断されたが、自賠法 16 条の 9 第 1 項が新設されたことによって新たな解釈の必要が生じ、最高裁判所平成 30 年 9 月 27 日第一小法廷判決（民集 72 卷 4 号 432 頁、金融・商事判例 1555 号 8 頁）は、自賠法 16 条の 9 第 1 項にいう「当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間」とは、保険会社において、被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的な期間をいうと解すべきであり、その期間については、事故又は損害賠償額に関して保険会社が取得した資料の内容及びその取得時期、損害賠償額についての争いの有無及びその内容、被害者と保険会社との間の交渉経過等の個々の事案における具体的事情を考慮して判断するのが相当である。」「第 1 審原告が直接請求権を訴訟上行使した本件において、第 1 審被告が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がないからといって、直ちに第 1 審被告の損害賠償額支払債務が原判決の確定時まで遅滞に陥らないとすることはできない。」とした。最高裁は遅延損害金起算点について審理を尽くさせるために控訴審に差し戻したので、いかなる時点を起算点とするか差戻審の判断が注目されるところである。

次に弁護士費用に関しては最高裁判所昭和 57 年 1 月 19 日第三小法廷判決（民集第 36 卷 1 号 1 頁）で、直接請求権行使の際に保険金額の範囲内で損害に含

んで請求できるとしているの、和解内容に盛り込むことは可能であるが、自賠責保険と任意保険の間で弁護士費用の割り付けをめぐる紛争を回避するため、和解金積算上は、直接請求権に関しては弁護士費用をのせない方が無難である（任意社負担にしておく）。上記の例で、被保険者 A に生じた損害賠償債務が合計 350 万円であるとき、自賠責保険が直接請求権で支払う対象はこの 350 万円を除外した部分として組み立てる。

第三に、双方に過失・損害がある事案で、人身損害に関する原告 X と被告 A との相殺合意は行うべきでない。直接請求権は被害者保護のための制度であるから、和解で支払いが決まる以上は、実際に被害者に損害賠償額を受領してもらうことが必須要件である。相殺合意によって自賠責保険の損害賠償額の一部又は全部を受領されない事態は正当な理由がない限り避け、いわゆるクロス払いを行うことになる²⁰⁾。

第四に、被保険者 A は任意保険加入によって資力に問題がないこと、直接請求権に対応して自賠社 Y が損害賠償額支払いを行うと既述の施行令 4 条の照会の手続きが生じてしまうことから、被保険者 A が加入する任意保険の保険者（任意社）が和解金を支払い、支払後に自賠社に保険金請求を行うとのスキームが望ましい。

和解条項

- 1 原告と被告らは、原告に本件事故による後遺障害として自賠法施行令別表第二第 14 級 9 号の後遺障害が残存していることを、相互に確認する。
- 2 被告 A は、原告に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、自賠法施行令別表第二第 14 級 9 号の後遺障害を含み、（既払金を除いて）350 万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告 Y は、原告に対し、自賠法 16 条の債務と

して、自賠法施行令別表第二第 14 級 9 号の後遺障害損害 75 万円を含み 195 万円の支払義務があることを認める。

4 (1) 被告らは、原告に対し、第 2 項と第 3 項の債務の履行として、連帯して、平成〇年〇月〇日限り 195 万円を支払う。

(2) 被告 A は、原告に対し、第 2 項の債務の履行として、平成〇年〇月〇日限り、350 万円から前号の 195 万円を控除した残額 155 万円を支払う。

5 (1) 被告 A（又は被告 A が加入する任意保険会社）が第 4 項の金員を支払い、被告 Y に自賠責保険金請求を行ったときは、被告 Y は第 3 項の記載に従って保険金を被告 A（又は被告 A が加入する任意保険会社）に支払う。

(2) 被告 A（又は被告 A が加入する任意保険会社）が前号の保険金請求を行う場合、被告 Y が保有する直接請求権に関する資料を被告 A（又は被告 A が加入する任意保険会社）が閲覧、コピーして利用することを、当事者全員は同意する。

6 原告はその余の請求をいずれも放棄する。

7 (1) 原告と被告らは、原告と被告らとの間では、本件交通事故に関し本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(2) 被告らは、被告 A と被告 Y との間では、本件交通事故に関し本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

8 訴訟費用は各自の負担とする。

- (2) 被保険者 A が任意保険に加入していないとき
この場合は、直接請求権に対する損害賠償額の支払いが、被保険者 A の損害賠償債務の支払いと同時に先行することになる。となると、自賠社 Y の和解金の支払債務は、被保険者 A からの保険金請求の競合が生じないことに注意して、和解条項を作成することになる。(1)と同様の事例で和解条項を検討してみる。

20) 自賠社との関係では相殺できるとの見解として、北河ら・前掲 (4) [八島宏平] 165 頁。

和解条項

- 1 原告と被告らは、原告に本件事故による後遺障害として自賠法施行令別表第二第14級9号の後遺障害が残存していることを、相互に確認する。
- 2 被告Aは、原告に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、自賠法施行令別表第二第14級9号の後遺障害を含み、(既払金を除いて)350万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告Yは、原告に対し、自賠法16条の債務として、自賠法施行令別表第二第14級9号の後遺障害損害75万円を含み195万円の支払義務があることを認める。
- 4 (1) 被告らは、原告に対し、第2項と第3項の債務の履行として、連帯して、平成○年○月○日限り195万円を支払う。
(2) 被告Aは第2項の債務の履行として、350万円から前号の195万円を控除した残額155万円を、次のとおり分割して支払う。分割に関する条項は省略。
(3) 被告Aは被告Yに対し、被告Yが第4項(1)号の履行をするに際し、①被告Aが被告Yに対する保険金請求権がないことを確認し、②被告Yが自賠法施行令4条所定の手続きを省略することに同意する。
- 5 原告はその余の請求をいずれも放棄する。
- 6 (1) 原告と被告らは、原告と被告らとの間では、本件交通事故に関し本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
(2) 被告らは、被告Aと被告Yとの間では、本件交通事故に関し本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

6 請求の放棄、取下げに関する留意点

請求の放棄は民訴法266条に定めがあり、訴えの取下げに関して定められた民訴法261条2項の「相手方の同意」が不要であるが、確定判決と同一の効

力が生じるので、再訴は不可能になる。

訴えの取下げの場合は民訴法261条2項の「相手方の同意」が必要となるときがある。原告が訴えの取下げを申し出たとき、相手方たる被告保険会社が同意をすることは、現実的には不可能である。同一訴訟物について再訴されたときの自賠社の応訴の手間や費用発生の不利益を考慮すれば、被告自賠社が訴え取下げに同意することは通常あり得ない。したがって、原告として16条請求訴訟を提起するのであれば、判決、訴訟上の和解、請求の放棄(認諾は通常あり得ない)しか訴訟の終了事由はないと想定しておくことになる。

7 多数当事者訴訟、訴訟参加、訴訟告知について

1 被告複数の多数当事者訴訟について

被害者Xが自賠社Yを被告にして自賠責保険の直接請求権に基づいて120万円の訴訟上の請求を、被害者Xが加害運転者Pを被告にして民法709条の損害賠償請求権に基づいて300万円の訴訟上の請求を、一つの訴えで行うことにしたとする。請求の趣旨は、

- 1 被告Pは、原告に対して、300万円及びこれに対する平成○年○月○日(注 通常は事故発生日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告Yは、原告に対して、120万円及びこれに対する判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに第1項について仮執行宣言を求め

となる。PYを共同被告とするこの訴訟は、通常共同訴訟(民訴法38条)である。必要的共同訴訟に関する民訴法40条の適用はなく、裁判所は民訴法

152条1項によって弁論の分離を決定することができるが、Pが答弁書を提出せずに欠席したような場合（民訴法159条3項）でも、Pとの関係で原告勝訴判決を行うことは避けるべきである。Pとの関係で原告X勝訴判決が確定すると、最高裁昭和56年3月24日第三小法廷判決（民集 第35巻2号271頁）のとおり、Pが自賠社Yに対して有する自賠法15条の保険金請求権を被差押債権として債権転付命令の申立が可能になる。しかし、債権転付命令が発せられても、被差押債権の存否やその額について異論のある第三債務者、本設例の自賠社YはXへの支払いを拒むことができ、紛争は実質的には解決しない²¹⁾。

2 訴訟参加について

(1) 独立当事者参加（民訴法47条）

被害者Xが、自賠社Yに対し、被害者請求した際に、非常にまれな事例であるが、被保険者Aが被害者Xに対して自賠法3条の損害賠償請求権がそもそもないことを主張し、かつ被保険者Aが自賠社Yに対して、被害者Xへの損害賠償額の支払いを拒否するように申し入れしていることがある。このような状況にあって、XがYに対して直接請求権を訴訟物として訴訟提起すると、Aによる詐害防止参加の検討の余地が生じる。また、現行民事訴訟法では、片面的独立当事者参加が許容されているので、Aが参加人、Xを被参加人として自賠法3条の請求権が不存在であるとの独立当事者参加の申立が可能か検討の余地がある²²⁾。理由は省略するが、被保険者Aは独立当事者参加における二類型、すなわち詐害防止参加、権利主張参加ともできないと解すべきである。逆に、被害者Xが被保険者Aに対して損害賠償請求訴訟を提起したときに、

当該訴訟がなれ合い訴訟であるとの理由で、自賠社YがXを相手方として直接請求権不存在確認の訴え、Aを相手方として保険金請求権不存在確認の訴えを立てて、詐害防止参加を申し立てる余地はある。

(2) 補助参加（民訴法42条）

被害者Xが、被保険者Aを被告として、損害賠償請求訴訟を提起したときに、自賠責保険の支払保険金額が満額に達していないとき（逆にいうと、Aが敗訴したときに、自賠社に保険金請求できること）は、自賠社Yが被保険者Aに補助参加できることは疑問の余地がない。

被害者Xが、自賠社Yを被告として、直接請求権を訴訟物として訴訟提起したときに、自賠責保険の被保険者Aが被告Yに補助参加できるか。被保険者Aは民訴法42条の「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に該当するかを検討することになる。訴訟の結果についての利害関係＝補助参加の利益に関連する問題である。

補助参加の利益は、補助参加人の法的地位が当該訴訟の訴訟物あるいは主要な争点についての判断を前提として決まることから、被参加人の受ける判決の判断によって補助参加人の法的地位が事実上不利な影響を受けるおそれがある関係にある場合と説明される²³⁾。そして被参加人の受ける判決の判断は、判決理由中の判断を含むとするのが有力な見解である。

上記の設例を考えると、自賠法16条4項の場合を除いては、敗訴した自賠社Yの被保険者Aが、Y敗訴の判決が確定した後に国から求償を受けることはない（16条4項の場合は、最終的に国からの求償を受けることになるから、被保険者は法律上の利害関係を有する）。では、自賠法16条4項の場合で

21) かかる場合は、自賠社が被保険者に補助参加（民訴法42条）し、補助参加人として答弁書を提出するのが無難な手法である。

22) 独立当事者参加はできないとの結論を採用したが、理論的には参加申立可能との見解も採用できるし、補助参加申立であれば許容できるとの解釈もあるので、訴訟係属前に、被保険者が自賠法3条の責任を争っているときは、自賠社Yは被保険者に訴訟告知しておくのが、実務上は無難である。

23) 山本ほか『民事訴訟法 第2版』388頁（有斐閣、2013年）

はない、通常の直接請求権が訴訟物となっている事案ではどうか（このケースでは、自賠社敗訴判決が確定した後に、被保険者が自賠社や国から求償を受けることはない）。訴訟物は既に検討したとおり、自賠法16条1項に基づく直接請求権である。そして、主要な争点は、①被保険者に対して自賠法3条の損害賠償請求権が発生しているか、②人身損害の発生とその額（評価）であるところ、訴訟物レベルではない、①、②の争点を考慮し、被保険者Aに補助参加の利益を肯定できるのだろうか²⁴⁾。

被害者が直接請求権を行使しているときに、被保険者Aが被害者の請求権の存否や額を争っている事例として、次のような事態が想定できる。

- ① 被保険者が自賠法3条ただし書きの主張を行い、自己には自賠法3条の賠償責任がないと争っているとき。
- ② 被保険者が自賠法3条ただし書きの主張を行っているのではなく、運行供用者ではないとの理由で、債務の帰属を争っているとき。
- ③ 被保険者が、被害者の損害賠償請求額を検討したところ、自賠責保険の保険金額を超えることが予想され、自賠責保険の保険金額内に賠償責任をおさえるように、賠償の額（評価）を争っているとき。

次に①ないし③のケースを検討してみる。

①の場合

自賠法16条1項は「第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したとき」を、直接請求権発生要件としている。被保険者Aが争っている内容は「保有者の損害賠償責任の発生・不発生」である。直接請求権に関する訴訟でXがYに勝訴、判決確定した後、Xが自賠責保険からてん補されていない損害をAに訴求したとき、Xは証拠として

Yとの訴訟の判決正本を提出し、Aに自賠法3条の損害賠償義務があると判断した判決理由は適切であると主張するであろう。このようなAの不利益は、XY訴訟の判決理由に関係する法的なものと評価するのが妥当であり、自賠法3条ただし書きに基づいて無責を主張している被保険者Aには補助参加を認めるべきである。なお、被保険者Aに安易に補助参加を認めると、補助参加人には上訴申立てができるなどの権能があるから、訴訟が長期化し、被害者保護に欠けることにならないかとの危惧が生じる。ただし、現実問題として民訴法45条2項がどの程度機能するかは疑問なしとはしないが、被参加人Yは自己の判断で訴訟追行できるから、Aの主張や立証が自賠法の趣旨に反していると考えるときは、訴訟の審理を迅速に進める対応を行うべきである。

②の場合

自賠法16条の直接請求権は、自賠法3条の保有者の損害賠償責任の発生を前提としている。自賠責保険は自動車ごとに加わることになっているため、被害者に人身損害を与えた自動車の保有者が加入する自賠社を被告にすることが要求される。

被保険者Aとしては、任意保険に加入しているとき、被害者Xの損害が軽微で、自賠責保険の保険金額内で収まるときは、自賠社Yが直接請求権に対する債務者に該当するか否かについて、経済的な利害はさほどなさそうに見える。しかし、自賠社Yが直接請求権の債務者であることが確定し、かつ自賠責保険の保険金額では損害がてん補できず、加入している任意保険による損害てん補や、任意保険に加入していないときの自己の財産による損害てん補が必要になると、任意保険の保険料の増額を含め、経済的な利害が存在することが明確になる。そうすると①の場合と②の場合を区別する意味はなく、被保険者Aに補助参加の利益があるとの結論も同一

24) 被害者が自賠社に対して有する直接請求権と、被害者が被保険者に対して有する自賠法3条の請求権は別々の実体法上の請求権であるから、自賠法16条の直接請求権の存否が自賠法3条の請求権の存否に影響を与えることはない。

になる。

③の場合

この場合は、被保険者 A が、X の主張する損害の額（評価）について争っているケースである。被保険者 A がかような争い方をしている理由としては、損害が過大請求されているという純粋な正義感や事故発生当時にトラブルがあったなどの被害者に対する悪感情、つまり感情的な原因と自賠責保険の保険金額を超えて損害評価されると任意保険を利用することになるので保険料負担が増えること、あるいは自賠責保険の保険金額を超過した額を自らが負担しなければならないことなどの経済的原因に求めることができる。前者の感情的原因は、現実の紛争においては無視できない要素ではあるが、補助参加の利益を考えるとときに考慮することはできない²⁵⁾。後者の経済的原因については、補助参加の利益として構成することが可能である²⁶⁾。

3 訴訟告知（民訴法53条）について

訴訟告知は、法律上の形式に則って、当事者の一方が、訴訟係属を第三者に知らせ、参加を促す制度である。また、訴訟告知を行ったときには民訴法53条4項によって、被告知人に告知人との間で参加的効力（民訴法46条）が生じることがあり、告知人が敗訴したときに参加的効力を生ぜしめて、その後の告知人対被告知人の訴訟において争点を減らすもくろみからなされることもある。

被害者 X が原告になり、自賠社 Y を被告として、16条請求訴訟が提起された後、自賠社 Y の敗訴確定によって、自賠社 Y が被保険者 A に求償することは、通常の直接請求権行使の際にはないから、自賠社 Y が自己のために被保険者 A に訴訟告知する必要はない。

しかしながら、補助参加について述べたように、被保険者が16条請求訴訟に補助参加する要件を欠かしている場合がある。このような場合は、被保険者 A が補助参加することによる審理の混乱というリスクを踏まえた上で、訴訟告知を行った方が無難であろう。

8 おわりに

駆け足で16条請求訴訟の注意点をまとめたが、共同不法行為が成立する場合、被保険者の被害者側への補助参加、控訴など、さらに検討を要する場面もある。損害賠償のてん補を受けるには、通常は加害者を被告とした訴訟を提起することによって目的を達成しうるのは、既に述べたとおりである。しかしながら、原告が訴訟追行を行う上で、裁判所の訴訟指揮や被告の応訴姿勢が普通とは異なると感じるときは、往々にして自賠責保険の損害調査が関連している。また、昨今、被害者請求せずに加害者を被告にして損害賠償請求訴訟を提起しているケースがあるが、このような手法は本文で述べたような各種の問題点を無視している可能性がある。原告側が被害者請求したり、異議申立をすることが、失敗につながることは極めて考えにくいから、愚直にこれらの手続を行うことをおすすめする。

25) 補助参加の利益を検討するときに、感情的な理由は根拠とならないことは、疑問の余地がない。

26) 自賠責保険の保険料は従前保険期間中の事故率や保険金支払額で影響を受けないので、最高裁平成13年2月22日第一小法廷決定（集民 第201号201頁）（レンゴー事件）で採用された保険料の増額との理由による補助参加の利益の説明は直ちにあってはまらないが、保険金額を超えると同様の不利益すなわち任意保険の保険料増額又は自身による損害てん補という事態を被保険者は迎えるので、利害関係がある。